

東部丘陵生態系ネットワーク協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東部丘陵生態系ネットワーク協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東部丘陵地域において「生態系ネットワークの形成（生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保することをいう。）」を推進し、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東部丘陵地域における生態系ネットワーク形成の推進
- (2) 東部丘陵地域における生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する調査研究
- (3) 生態系及び環境に係わる教育の普及
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した別表に掲げる団体をもって構成する。

2 本会は、円滑な事業の実施を図るために、オブザーバーを置くことができる。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、本会の目的に賛同し、入会の意思を示した書面を会長へ提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、退会の意思を示した書面を会長に提出しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、各会員があらかじめ指名した者の中から総会において選任する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務の運営に当たる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

第4章 会議

(種別)

第10条 本会の会議は、総会、幹事会及び分科会とする。

(総会)

第11条 総会は、各会員があらかじめ指名する者が出席することができる。

- 2 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) その他必要と認める事項
- 3 総会は、毎年度1回開く。ただし、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに臨時にこれを開く。
- 4 総会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。
- 5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席した過半数の同意をもって総会の議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議決権は各会員一票とする。

- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席する他の会員に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第12条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 規約及び事業計画等に係る軽微な事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4 幹事会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。
- 5 幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席した過半数の同意をもって議事を決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(分科会)

第13条 本会に、企画、立案等に必要な調査研究を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は会員があらかじめ指名した者の中から、会長が指名した者で構成する。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。
- 4 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- 5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 分科会長及び副分科会長は、分科会構成員の互選による。
- 7 分科会は、分科会長が招集し、議長は分科会長がこれに当たる。
- 8 分科会は、課題の調査、研究成果を取りまとめ、総会において報告するものとする。
- 9 分科会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において議長が指名した議事録署名人が署名しなければならない。

(事務局)

第15条 事務局は会長が指名する団体に置く。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第16条 本会の運営及び調査研究のための資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 受託金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第17条 資産は、会長が管理し、その方法は幹事会の議決により定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において出席した会員の過半数の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第20条 本会を解散する場合は、総会において、出席した会員の過半数の同意を得なければならない。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年3月3日から施行する。
- 1 この規約は、平成31年3月8日から施行する。

協議会構成

愛知医科大学
愛知学院大学
愛知学泉大学
愛知県立芸術大学
愛知県立大学
愛知工業大学
愛知淑徳大学
愛知大学
金城学院大学
椋山女学園大学
中京大学
中部大学
東京大学演習林生態水文学研究所
名古屋外国語大学
名古屋学院大学
名古屋学芸大学
名古屋工業大学
名古屋産業大学
名古屋商科大学
名古屋市立大学
名古屋大学
南山大学
名城大学
国際ロータリー第2760地区社会奉仕委員会
株式会社三五
生活協同組合コープあいち
東邦ガス株式会社
大日本印刷株式会社
株式会社堀商店
側島製罐株式会社
特定非営利活動法人愛知環境カウンセラー協会
特定非営利活動法人海上の森の会
愛知県
名古屋市
瀬戸市
春日井市
豊田市
尾張旭市
豊明市
日進市
みよし市

長久手市
東郷町